

別添 4

地上基幹放送局の免許及び再免許等方針

地上基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。以下同じ。）の免許及び再免許並びに地上基幹放送の業務の認定及び認定の更新（以下「免許及び再免許等」という。）については、関係法令等を踏まえ、下記の方針により行う。

記

1 審査基準

免許及び再免許等の申請については、特に以下の事項に留意して審査すること。

(1) 地上基幹放送の公正かつ能率的な普及

ア 新たな難視対策

平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県の区域にあつては平成24年3月31日）をもって地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送に移行したが、テレビジョン放送にあつては、地上アナログテレビジョン放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局又は共聴施設等の整備計画が策定されていること。

また、当該整備計画に基づき整備が行われても、地上アナログテレビジョン放送が受信されていた区域において、なお、地上デジタルテレビジョン放送の受信ができない地域が残る場合は、引き続き地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局の整備等に努めるものであること。

イ 親局の早期整備

地上基幹放送局（地上基幹放送を行うものに限る。）の新たな免許申請である場合、予備免許後1年以内に親局から放送を行うものであること。

(2) 事業計画の実施の確実性

事業計画書及び事業収支見積書等については、客観的に適切な内容であり、免許の有効期間において確実に事業の計画を実施できるものであること。特に、事業収支見積りにおいて収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積りの裏付けとなる費用削減方策が具体的、かつ、適切に記載されていること。

(3) 電気通信設備の安全・信頼性の確保

平成22年の放送法改正により、基幹放送に用いる電気通信設備の安全・

信頼性の確保に係る規定が新たに設けられたことから、放送法施行規則に定める技術基準に適合するため、番組送出設備等における予備機器の設置又は配備の措置等、必要な措置が講じられていること。

(4) 視聴覚障害者等への配慮

テレビジョン放送にあつては、字幕放送、解説放送の放送番組をできる限り多く設けるものであること。

(5) 災害放送の実施

災害放送の実施については、災害が発生した場合においても、当該放送を確実に実施するための体制を確保するものであること。

2 免許の条件

電波法第104条の2第1項の規定に基づき、次の主旨の条件を付すものとする。

(1) 教育番組・教養番組の確保

テレビジョン放送の放送番組の編集及び放送に当たっては、教育番組10%以上、教養番組20%以上(総合放送を行うものに限る。日本放送協会の教育放送の場合は、「教育番組75%以上、教養番組15%以上」と読み替える。)を確保すること(親局に限る。)。

(2) 混信の排除等への取組

テレビジョン放送にあつて、混信妨害又は山岳反射による受信障害が発生している場合は、これらを解消するため、必要な調査及び対策を実施すること。

3 要請

親局の免許又は再免許等に当たって、次の主旨の要請を行うものとする。

(1) 地上基幹放送の公正かつ能率的な普及

ア 地上デジタル放送移行後の課題への対応

テレビジョン放送(再免許に限る。)にあつては、地上デジタルテレビジョン放送への移行後の残された課題について改めて点検し、万全を期すこと。具体的には、

(ア) 新たな難視対策の着実な実施

(イ) デジタル放送用周波数の再編(リパック)の着実な実施

(ウ) (ア)及び(イ)に関する対象住民へのきめ細かな周知、丁寧な相談対応等に取り組むこと。

イ 地上デジタル放送のメリットの還元

テレビジョン放送にあつては、デジタル放送の特徴を活かした放送サ

ービスの充実に努めること。

ウ ラジオ放送の難聴解消

中波放送又は超短波放送（再免許に限る。）にあつては、受信相談への適切な対応等難聴の解消に一層努めること。

(2) 視聴覚障害者等への配慮

テレビジョン放送の字幕放送、解説放送及び手話放送について、視聴覚障害者、高齢者に十分配慮し、総務省が策定した「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を達成するよう努めること。特に、できる限り全ての大規模災害等緊急時放送における字幕放送の実施及びCMへの字幕付与に留意すること。

(3) 災害放送の充実

非常災害時における放送の果たすべき重要な役割に鑑み、特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、

ア 大規模災害時における事業継続計画の作成等災害対応のための報道・制作体制の充実

イ 放送施設の安全・信頼性の向上

ウ 自治体との連携による地域に密着した災害・防災情報等の充実

エ 文字スーパー方式の活用等による緊急地震速報の高速化

等に取り組むことにより、災害放送の充実に努めること。

(4) 混信の排除等への取組

テレビジョン放送にあつては、混信妨害又は山岳反射による受信障害が発生した場合には、これらを解消するため、必要な調査及び対策の実施に努めること。

(5) その他地上基幹放送の普及について必要な事項

注：条件付与及び要請に当たっては、実際の申請内容により判断するものとする。

附 則

この方針は、平成 25 年 月 日から施行する。